

仙南広域都市計画公園の変更(大河原町決定)

都市計画公園に 2・2・327 号稗田前公園及び 2・2・328 号上谷 2 号公園を次のように追加し、2・2・303 南桜公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・303	南桜公園	大河原町字南桜町	約 0.22ha	位置及び区域の変更 【公園施設】 園路広場：広場 修景施設：植樹 休憩施設：ベンチ 遊戯施設：遊具 便益施設：水飲台 管理施設：フェンス、園名板 教養施設：記念碑
街区公園	2・2・327	稗田前公園	大河原町大谷字稗田前	約 0.07ha	区域の追加 【公園施設】 園路広場：広場 修景施設：植樹 休憩施設：ベンチ 遊戯施設：遊具 便益施設：水飲台 管理施設：車止め、園名板
街区公園	2・2・328	上谷 2 号公園	大河原町大谷字上谷前	約 0.11ha	区域の追加 【公園施設】 園路広場：広場 修景施設：植樹 休憩施設：ベンチ 遊戯施設：遊具 便益施設：水飲台 管理施設：フェンス、園名板

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本町において都市計画公園が不足する川東地区に位置する児童遊園2箇所において、都市公園としての適正な維持管理推進および必要な施設の整備を行うために、2・2・327 稗田前公園、2・2・328 上谷2号公園として都市計画決定を行う。

また桜地区における都市計画公園について、公共の福祉の増進に寄与するよう配置を見直し、2・2・303 南桜公園の位置及び区域を変更する。